



いずみさの昔と今 第281回

「里井浮丘について②」

4月号では浮丘の経済面を取り上げましたが、今号では学問についてみていきます。

里井浮丘は、廻船問屋里井家の五代目当主伴孝の次男(四男とも)として生まれました。浮丘の祖父克孝は漢詩に秀でており、「鳳澤詩集八巻」を著しました。そのためか、里井家には数多くの蔵書があり、浮丘も幼い頃より漢詩や書に親しんだようです。父伴孝は書に励む孝胤(浮丘兄)・浮丘兄弟に家庭教師をつけ、教育を受けさせることにしました。講師として紀州の儒者である内藤 慎を招き寄せ、浮丘兄弟に講読(漢学)を受けさせました。また、書を京都の書家松本研齋に教えを受け、特に浮丘の書は評判が良かったようです。実際に浮丘は長じてのち題字や序文、画賛などを依頼されることが多く、寄贈となった里井家資料にも題字・画賛の下書きなどが残っています。

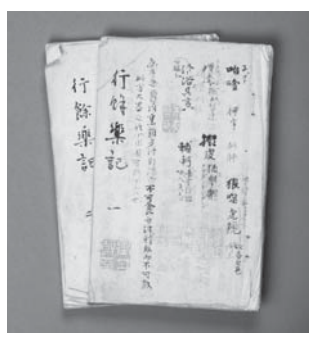
浮丘にとつての転換期は、画師齋藤榮亭、国学者大國隆正との出会いでした。榮亭は篠崎小竹に入門し、京都で画師として活躍した人物で、浮丘が18歳の頃、里井家へやってきました。きっかけは孝胤と有馬で出会ったことにあるようです。孝胤が亡くなった後も浮丘との関係は続き、浮丘が榮亭の描いた画を仲介して販売するほか、金銭的な援助(貸付)なども行い、

榮亭に対して支援しています。榮亭も京都の情勢を浮丘に知らせたり、浮丘と他の知識人・文化人を取り次ぐ、浮丘の妹千賀の出仕先を斡旋するなど互いに手を取り合っていました。やがて時は移り、全国的な大飢饉に見舞われた天保7(1836)年3月26日、浮丘のもとへ榮亭が一人の国学者を連れてきました。国学の大家、大國隆正です。

隆正は津和野藩士の子で江戸藩邸に生まれ、平田篤胤の門下となり国学を学んだのち、昌平黌(昌平坂学問所)で儒学を学びました。天保2(1831)年に父が亡くなると単身大坂へ出て「歌日記」を著して以降、京都・摂津で国学を講じ、「国学」を「本学」と称するようになりました。隆正が榮亭に連れられて浮丘のもとを訪れた理由ははっきりしませんが、一つに天保5年の大火や飢饉の影響で生活に困ったこともあったと思われる。浮丘は、隆正とともに犬鳴山や大井関大明神の桜を見物し、3月28日に隆正が貝塚へと去ると翌月5日に詩1首・書3枚・和歌詠草16首・束修金(添削料)1000疋を隆正のもとへ送っています。

浮丘にとつて隆正が大井関で詠んだ歌はさぞかし心を打つたのでしょう。これ以後、浮丘は隆正と師弟関係を結び、国学へ入門することとなります。浮丘の交友関係には国学を通じて繋がったであろう人物も多く、隆正との出会いは浮丘を新たな学問の世界へ導くことにも、さらに広い人間関係へと進ませたといえます。勤王僧であった月照や天誅組の藤本鉄石など尊王攘夷に志を燃やす人物とも交流を有するようになったといえます。安政元(1854)年のロシア艦が大

阪湾に停泊した際には憂国の詩を読んでおり、尊王攘夷の風潮にも接しています。村役人を務め学問を信条とする浮丘にとつて、国の行く末を憂いても実際に行動に移すことは難度が高かったのかもしれない。



行余集記(浮丘の日記・2冊)

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの ☎469-7140 Fax469-7141 休館日 月曜日、祝日(祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館) 開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) 入館料 無料

消費生活センターだより
見守りリー→
相談はお早めにセンターへ!!
相談受付 午前9時～午後4時30分
南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

通信販売は業者の情報をよく調べてから!

【事例1】 インターネットで商品を購入し代金を振り込んだが、入金確認メールが来ない。よく見ると、振込口座は、代表者名とは違う名前の個人名口座になっていた。

【事例2】 昨日ネットで洋服を注文し、オンライン決済サービスを利用して代金を振り込んだ。1時間経っても入金確認とならず未入金になっている。注文したサイトに電話しても通じない。サイトを調べると、詐欺サイトだとか、不良品を送ってくるとか書き込みがある。どうしたらいいか。

【ポイント】 ●所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報をも自分ですっかりと確認しましょう。 ●一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合など、購入する商品が模倣品

でないか十分に注意しましょう。 ●配送方法や配送期間などが、どの程度かかるのか知っておきましょう。 ●クレジットカードが利用できず、支払方法が銀行振込のみしか用意されていない場合で、個人名口座の場合は十分注意しましょう。 ●サイズ違いなど購入後にトラブルに遭遇することもあるため、キャンセル・返品条件、利用規約は事前に必ず確認しましょう。 ●支払後でもひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

【解説】 通信販売は、インターネットのサイトや広告などを見て、自分で商品を選び、契約する意思を伝えるためにインターネットなどの通信手段を用いて申込をするので、クーリング・オフ制度は適用されません。

業者名や住所など表示すべき項目は、わかりやすく表示するよう特定商取引法で定められています。取引のルールは規約などにより表示されています。返品条件などは記載されている条件に従うこととなります。 インターネットなど、通信販売を利用する時はよく調べ、自分で判断し、慎重に利用しましょう。

困った時は、消費生活センターにご相談ください。